

よくあるお問い合わせ

Q1 昨年度よりも市民税・県民税が高いのは何故ですか。

A1 以下の理由により市民税・県民税が高くなったと考えられます。

- ・令和6年中の所得が、令和5年中の所得よりも増えた場合（給与・年金・営業・農業・不動産・雑所得等について、昨年度の納税通知書と合わせてご確認ください）
- ・配偶者控除や扶養控除、生命保険料控除等の所得控除をつけていない場合（源泉徴収票や確定申告書の控えをご確認ください）
- ・扶養につけた親族の合計所得が、扶養にできる限度額（48万円）を超えていることにより、扶養控除が否認された場合（扶養親族の所得については、扶養親族本人の納税通知書等をご確認ください）

Q2 普通徴収分を給与からの天引き（特別徴収）にしてもらえないでしょうか。

A2 会社から越前市へ手続きをしていただくことになります。届いた納付書を持参のうえ、会社の給与担当者に「給与から住民税を天引きしてほしい」旨をご相談ください。なお、納期限を過ぎた分は特別徴収に切り替えることはできませんのでご注意ください。

Q3 今まで非課税だったのに市民税・県民税が課税となったのは何故ですか。

A3 市民税・県民税が非課税となる所得の条件は以下のとおりです。

均等割の免除	合計所得金額が $\{28万円 \times (\text{扶養人数} + 1) + 10万円\} + 16万8千円$ （扶養有の場合）以下の場合
市民税・県民税非課税	障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で合計所得135万円以下の場合

※合計所得金額は納税通知書2ページに記載されています。

Q4 私は夫（妻）の扶養になっていますが納税通知書が届きました。何故ですか。

A4 扶養になっていても、A3の条件に該当しない場合は市民税・県民税が課税されます。

Q5 なぜ年金天引き（特別徴収）になったのですか。普通徴収に変更はできますか。

A5 年金天引きの対象となる方は以下のとおりです。〈次の要件をすべて満たす場合〉

1. 令和7年4月1日現在、65歳以上の人
 2. 年額18万円以上の老齢基礎年金または老齢年金、退職年金などを受給している人
 3. 介護保険料が年金天引き（特別徴収）されている、または10月から年金天引きされる人
 4. 差し引かれる市民税・県民税が、支給される老齢基礎年金の金額を超えない人（ただし、誕生月等によっては年金天引きではなく普通徴収になる場合があります。）
- 地方税法第321条の7の2に「公的年金等に係る税額は、公的年金から特別徴収により徴収するものとする」と定められており、本人の意思により納付方法を変更することはできません。

Q6 1～2期は普通徴収ですが、10月からは年金天引き（特別徴収）になっています。なぜ納付方法が分かれてしまうのですか。

A6 A5の要件を満たし、新たに年金天引きが開始される方の場合、その年の1～2期は普通徴収、10月以降は年金天引きとなります。前年度から年金天引きが継続になっている場合のみ4～8月の天引きが可能です。新たに年金天引きが開始になる年は納付方法が分かれますのでご了承ください。

Q7 納付書が複数枚入っていましたが、どのように払うのですか。

A7 全期前納分納付書（年税額／1枚）と各期分納付書（1～4期分／4枚）の計5枚が入っている場合、いずれかご都合の良い納付書にて納付してください。納付可能な金融機関は納付書裏面に記載しています。

Q8 死亡者の口座や使用していない口座が設定されています。どのように納めたらよいですか。

A8 税務課（0778-22-3015）までその旨をご連絡ください。納付書を発行いたしますので、そちらで納付してください。

問合先 税務課（⑩税の窓口）

（お手元に納税通知書をご用意のうえ、お問い合わせください）

課税内容に関すること 0778-22-3014

納税・還付に関すること 0778-22-3015



◀ Translation (Tradução)

翻訳したものをホームページ上でご確認いただけます。

※一部機種でご覧いただけない場合があります。